

令和7年度概算要求の概要

社会・援護局(社会)

令和7年度 概算要求額	2兆9,855億円+事項要求
令和6年度 当初予算額	2兆9,641億円
差 引	+214億円
	(対前年度比率+0.7%)

※ 復興特別会計分、デジタル庁計上分を含む。

※ 生活保護の生活扶助基準の対応については、予算編成過程で検討する。

《主要事項》

I	地域共生社会の実現に向けた地域づくり	2
	1 相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進	
	2 生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、自殺総合対策の推進等	
	3 困難な問題を抱える女性への支援の推進	
	4 成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進	
II	生活保護制度の適正な実施	6
	1 生活保護に係る国庫負担	
	2 生活保護の適正実施の推進	
	3 都道府県等における指導・監査体制の確保	
III	福祉・介護人材確保対策等の推進	8
	1 福祉・介護人材確保対策の推進	
	2 外国人介護人材の受入環境の整備等	
	3 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援	
IV	災害時における福祉支援	12
	1 災害時における見守り・相談支援等の推進	
	2 被災地（福島県）における福祉・介護人材確保対策	
	3 災害時における福祉支援体制の整備促進	

I 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

1 相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進

(1) 重層的支援体制整備事業の促進【拡充】

包括的相談支援事業	既存事業予算の内数（374億円）
地域づくり事業	既存事業予算の内数（116億円）
多機関協働事業等	66億円（53億円）

市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①対象者の属性を問わない相談支援、②多様な参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施を促進する。

また、「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第21号）において、重層的支援体制整備事業においても住まいの支援が明確化されたことを踏まえ、既存事業では対応が難しい狭間のニーズがある者（世帯）に対して、同事業の参加支援事業等を活用した入居継続支援を行う。

(2) 包括的な支援体制の整備に向けた支援 11億円（12億円）

包括的な支援体制の整備を促進するため、市町村による重層的支援体制整備事業への移行準備や都道府県による市町村への後方支援（都道府県内連携会議の開催や人材養成研修の実施等）への支援を行う。また、重層的支援体制整備事業を実施していない自治体も含め、包括的な支援体制整備に従事する者等の人材養成を行う。

2 生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、自殺総合対策の推進等

(1) 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の推進等 732億円（657億円）

① 生活困窮者の住まい支援や就労支援・家計改善支援の強化【拡充】

改正生活困窮者自立支援法に基づき、住まいに関する相談対応から入居後までの、切れ目のない住まい支援の強化を図る。また、就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進など、生活困窮者に対する支援体制の更なる強化を図る。

<主な改善内容>

○ 住まいに係る相談機能等の充実

生活困窮者の相談窓口である自立相談支援機関において、段階的に「住まい相談支援員」の配置を進め、全福祉事務所設置自治体で、住まいに係る相談支援から入居時・入居中・退居時の支援まで、切れ目のない支援を行えるよう体制整備を図る。

○ 住居確保給付金における転居費用の支給

住居確保給付金において、家賃が低廉な住宅への転居費用を支援する。

○ **居住支援事業の強化**

一時生活支援事業を「居住支援事業」に改称し、シェルター事業と地域居住支援事業のうち必要な支援の実施を福祉事務所設置自治体の努力義務とする。

○ **家計改善支援事業の補助率引上げ（補助率を1／2→2／3）**

家計改善支援事業と、就労準備支援事業、自立相談支援事業を一体的に行う体制を確保することを原則として、家計改善支援事業の補助率を一律2／3に引き上げる。

○ **就労準備支援事業・家計改善支援事業の未実施自治体への導入支援**

- ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業が未実施の市等の生活困窮者に対して、都道府県が主体となって両事業を時限で実施することにより、未実施自治体における広域実施に向けた環境整備を行う。
- ・ また、過疎地域における支援コストの大きさに着目して、両事業に過疎地域加算を新たに設ける。

○ **生活困窮者向け事業と被保護者向け事業の一体的実施**

被保護者向けの就労準備支援事業・家計改善支援事業・地域居住支援事業を未実施の場合でも、福祉事務所が認めた被保護者が生活困窮者向けの各事業を利用することを可能にする。

○ **その他の生活困窮者自立支援の更なる推進・強化**

- ・ 緊急小口資金等の特例貸付の借受人に対して、引き続き十分なフォローアップを行うため、自立相談支援機関等の体制強化を図る。
- ・ 就労に向けた準備から就労訓練、就労支援までを一体的に行う「総合型就労支援事業」を試行実施し、一貫した就労支援を行えるスキームの構築等を図る。
- ・ 都道府県において、支援者同士の連携や、支援者を支えるためのネットワーク組織の立ち上げ支援を行う。
- ・ 令和6年度に設計する研修カリキュラムに基づき、現任者向け（ステップアップ）研修を新たに実施する。
- ・ 福祉事務所未設置町村における一次的な相談対応を推進する。

○ **生活福祉資金貸付業務のオンライン化の推進等**

生活福祉資金貸付業務について、オンライン化の検討を進め業務効率化を図るとともに、既存のシステムについて基盤の更新等の整備を行う。

② ひきこもり地域支援センター等の整備の促進、支援者支援の強化【拡充】

18億円（16億円）

ひきこもり状態にある方やその家族への支援を充実するため、市区町村での相談支援体制の構築に必要な準備費用に対し補助を行うなど、市区町村でのひきこもり地域支援センター等の設置を促進する。

また、都道府県ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり支援推進事業を実施してない管内市区町村に対するサポートを強化することにより、市区町村における支援体制の構築を推進する。

(2) 地域自殺対策強化交付金等による自殺対策の推進【拡充】

55億円（39億円）

「第4次自殺総合対策大綱」や「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を踏まえ、子ども・若者への対策を含め、地域の実情に応じた自殺対策の取組を支援する。

特に、電話・SNSを活用した相談体制等の強化、子ども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進、自殺対策に関する調査研究等の体制拡充を図る。

3 困難な問題を抱える女性への支援の推進

56億円（52億円）

(1) 困難な問題を抱える女性への切れ目のない支援の推進【新規】

官民協働等により、早期発見から地域での自立・定着まで切れ目なく継続的に支援する新たな事業を実施し、潜在化している多様な支援ニーズに対応できる支援体制を構築する。

(2) 女性相談支援センター（一時保護所）や女性自立支援施設における支援の実施【拡充】

女性相談支援センターにおいて一時保護等を実施するとともに、女性自立支援施設において、中長期的に自立に向けた生活支援を行うことにより、困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図る。また、女性自立支援施設における就職支援等の充実及び支援の質の向上に向けた取組を推進する。

(3) 女性支援を担う者の育成・支援の強化【拡充】

複雑化・多様化する相談に対応する女性相談支援員等の負担軽減と支援の質向上のため、有識者や女性支援職員OB等が知識や経験を生かして困難事例等に対するスーパーバイズを実施するとともに、女性支援機関や民間団体、都道府県担当者など関係者全てに研修の機会を設けるよう研修体系の見直し等を行い、女性支援を担う者の育成及び支援の強化を図る。

4 成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進等【拡充】

12億円（10億円）

都道府県において、市町村の体制整備等を支援するため、司法専門職や家庭裁判所等との定例的な協議の場を設けるとともに、市民後見人や福祉・司法の関係者を対象にした意思決定支援研修を実施することに加え、新たに法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組を実施する。

また、市町村において、中核機関の整備を進めるとともに、相談対応時の関係機関の役割調整等に加え、後見人の苦情対応等に係る関係機関間の連携の構築を行うなど、中核機関のコーディネート機能を強化することにより、権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化を図る。

(2) 新たな権利擁護支援策構築に向けたモデル事業等の実施【拡充】

5.6億円（1.2億円）

成年後見制度の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策の検討を進めるため、身寄りのない高齢者等の生活上の課題への対応を含めた持続可能な権利擁護支援モデル事業の実践事例を通じた分析・検討を深め、取組の効果や制度化・事業化に向けて解消すべき課題の検証等を進める。

(3) 成年後見制度の担い手の確保や制度の利用に係る費用の助成

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数<老健局にて計上>

地域支援事業交付金の内数<老健局にて計上>

地域生活支援事業費等補助金の内数<障害保健福祉部にて計上>

市民後見人や法人後見といった成年後見制度の担い手の育成を推進するとともに、低所得の高齢者・障害者に対する成年後見制度の申立費用や報酬の助成等を推進する。

Ⅱ 生活保護制度の適正な実施

1 生活保護に係る国庫負担

- (1) 保護費負担金 2兆7,947億円（2兆7,927億円）
生活保護を必要とする者に対して適切に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。

- (2) 保護施設事務費負担金 328億円（331億円）
保護施設の運営に必要な経費を負担する。
※ 救護施設等における受入機能の強化などの具体的な内容は予算編成過程で検討する。

2 生活保護の適正実施の推進 205億円（192億円）

- (1) 生活保護の適正実施
生活保護の適正な運営を確保するため、レセプトを活用した医療扶助の適正化や、収入資産調査の強化等による事務の適正化を実施する自治体への支援などを行う。

① 被保護者健康管理支援事業等の推進等

被保護者の健康の保持・増進を図るため、被保護者に係る健診情報やレセプト情報等のデータに基づいた生活習慣病の発症・重症化予防等の取組を推進する。

<主な改善内容>

○ 都道府県によるデータ分析等を通じた市町村への支援【新規】

今般の生活保護法改正において、令和7年度から、都道府県が広域的な観点からデータ分析や取組目標の設定・評価を行うとともに、市町村（福祉事務所）に対し、必要な助言等の支援を行う仕組みが創設されたことを踏まえ、都道府県において、データ分析に係る体制整備や市町村に対するアドバイザー派遣など、新たな仕組みの実効性を確保・向上させるための取組を推進する。

○ 頻回受診等の未改善者等に対する健康管理支援モデル事業【新規】

頻回受診等の未改善者への支援手法の確立等を図る観点から、個々のニーズを把握した上で、その抱える課題の解決に向けた支援プランを作成し、多様な関係機関の連携の下で、個別かつ集中的な支援を行う取組をモデル的に実施する。

② 貧困ビジネスへの対応事業の実施【新規】

いわゆる「貧困ビジネス」への対策として、都道府県等（無料低額宿泊所所管課）が福祉事務所等に対し、不適切な事例への対処方法に関する研修を開催するなど、管

内担当職員の質の向上に資する取組を支援する。また、福祉事務所において、入居により要保護者の自立を阻害する物件・施設に関する情報収集、関係機関への情報提供、都道府県等への報告、当該物件・施設からの転居支援（法テラスや無料法律相談等への利用勧奨）を行う。

（２）就労による自立支援の推進等

被保護者の就労支援に向けて、ハローワークへの同行等を行うとともに、就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題がある者等に対して、就労意欲の喚起や日常生活習慣の改善に向けた支援を行い、被保護者の自立助長の推進を図る。

＜主な改善内容＞

○ 被保護者就労準備支援事業等の法定化への対応【拡充】

今般の生活保護法改正における、被保護者就労準備支援事業、被保護者家計改善支援事業、被保護者地域居住支援事業の法定化に伴う実施自治体への対応を図る。

（３）医療扶助のオンライン資格確認導入に係る指定医療機関等への支援【新規】

※令和５年度補正予算措置

医療扶助のオンライン資格確認導入の更なる推進を図るため、指定医療機関・指定薬局におけるレセプトコンピュータ等の既存システムの改修等に対する支援を行う。

3 都道府県等における指導・監査体制の確保【拡充】 18億円（18億円）

都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、管内福祉事務所に対する指導、監査及び査察指導を適切に実施する体制を確保し、適正な保護の実施を推進する。

なお、「国の行政機関の機構・定員に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定、令和6年6月28日一部変更）を踏まえ、計画的な見直しを行う。

また、いわゆる「貧困ビジネス」への対応等のための指導監査の体制強化を図る。

Ⅲ 福祉・介護人材確保対策等の推進

1 福祉・介護人材確保対策の推進

(1) 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数<老健局にて計上>

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、多様な世代を対象とした介護の職場体験などの「参入促進」、新人職員の定着に向けたエルダー・メンター養成研修などの「労働環境・処遇の改善」、介護人材キャリアアップ研修支援などの「資質の向上」を図るための多様な取組を支援する。

(2) 介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保等【新規】

41億円（－）

※令和5年度補正予算措置

外国人留学生をはじめとして、介護福祉士資格の取得を目指す者等が安心して修学できる環境を整備するため、都道府県が養成施設入学者に対して行う修学資金の貸付を確実に行うことができるよう、事業継続に必要な貸付原資の積み増しを行い、本事業の安定的な運営を確保する。

(3) 山脈型キャリアモデルの普及促進【新規】

50百万円（－）

介護職員のキャリアパスをマネジメントだけではなく、看取りケア等の特定のスキルを極めることや、地域住民に対する介護の知識や技術の指導を行うことなど、複数の選択肢を示し、自身のキャリアを選べるようにするキャリアモデル（いわゆる「山脈型キャリアモデル」）の普及・浸透を目指し、導入を検討している事業所に対して民間事業者による支援を行い、効果・課題把握等を行う。

(4) 介護未経験者等が介護分野に参入するためのマッチング機能強化【新規】

78百万円（－）

介護分野への多様な人材層の参入促進を図るため、民間事業者の介護未経験者等を対象としたマッチング機能等を活用するモデル事業を実施し、これまでの介護に関わりのなかった層が有償ボランティアとして未経験者でも行うことのできる様々な周辺業務を行うこと等により、地域住民と介護現場への接点を増加させることで、介護人材のすそ野を更に広げるとともに、介護現場と地域のつながりの強化を図る。

(5) 社会福祉事業従事者の養成・研修等【拡充・新規】

8.2億円（4.0億円）

福祉分野の従事者が社会福祉の理論や技術を学ぶことができるよう、日本社会事業大学の運営を支援し、複雑化した社会問題に対応できる地域で指導的な役割を担う者の養成を進める。その際、大学教育のデジタル化推進のための体制整備を行うとともに大学施設の長期的な利用のために必要となる修繕計画の策定及び改修工事の実施を行う。

(6) 都道府県福祉人材センターの福祉人材確保事業の推進【拡充】

2. 0億円（1. 8億円）

福祉人材センターが、その強みを生かして、介護事業者と福祉分野と関わりが少ない民間資源との連携構築や離職した介護福祉士等へのきめ細かな再就職支援等が行えるよう、機能強化を図る。

2 外国人介護人材の受入環境の整備等

(1) 外国人介護人材の受入環境の整備【拡充】

8. 0億円（5. 6億円）

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数<老健局にて計上>

外国人介護人材が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、日本での就労を検討する外国人に対する日本の介護に関する情報発信、介護の技能水準を評価するための試験等の実施、日本語学習の支援や介護技能の向上のための研修や介護・生活に関する相談支援等の実施、介護福祉士資格取得に向けた学習支援等による受入環境の整備を推進する。

<主な改善内容>

○ 介護技能評価試験等の実施

特定技能試験（介護技能評価試験・介護日本語評価試験）の試験会場の拡充。

○ 介護の日本語学習支援

外国人介護人材の資格取得支援機関に対するスーパーバイズなど、地域の資格取得支援機関の支援力を向上させることで、国家試験対策講座に係る受講体制の均てん化を図る。

○ 外国人介護人材に対する相談窓口・巡回訪問の体制拡充

訪問系サービスの従事に係る事業所要件の確認も含めた相談窓口や巡回訪問の体制強化を図る。

○ 日本から帰国した外国人介護労働者のネットワークの構築（外国人介護人材の帰国後に係るキャリアの見える化）

日本で就労経験のある帰国者（外国人介護労働者）を対象にした交流会の開催、帰国後の外国人の情報把握、帰国後介護に近い分野で活躍している外国人による SNS 等での情報発信などを通じて、海外からの人材獲得を図る。

(2) 外国人介護人材の獲得強化【新規】

1. 2億円（ - ）

海外現地での働きかけを強化し、外国人介護人材を確保する観点から、都道府県と連携し海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所・介護福祉士養成施設・日本語学校等に対して支援を行う。

(3) 外国人介護人材の定着促進【新規】 **1. 1億円 (-)**

介護現場での外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減をし、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する目的で、受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入、導入されたツール等が有効活用されるための環境整備について支援する。

(4) 経済連携協定（EPA）などに基づく外国人介護福祉士候補者の受入支援

2. 8億円 (2.5億円)

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数<老健局にて計上>

経済連携協定（EPA）などに基づき、インドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適切に受け入れるため、介護導入研修や受入施設の巡回訪問、日本語や介護の学習支援等を実施する。

3 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援

(1) 小規模法人のネットワーク化による取組の支援【拡充】

4. 5億円 (3.5億円)

小規模な社会福祉法人においても、「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすことができるよう、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、地域貢献事業の試行やICT化を支援するとともに、社会福祉連携推進法人の設立を支援する。

<主な改善内容>

○ 社会福祉法人等関係者会議開催

法人間連携のきっかけとなるよう、地方公共団体が主体となり、区域内の福祉課題解決を目的として社会福祉法人等が参加する関係者会議を開催する経費を支援する。

○ 先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施

社会福祉連携推進法人に期待される取組であって、他の連携推進法人の業務の参考となる先駆的な取組を支援する。

(2) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の円滑な実施に係る支援

293億円 (283億円)

社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員のための退職手当共済制度を安定的に運営させることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇の確保を図る。

(3) 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等 **53億円(49億円)**

社会福祉法人や医療法人等に対して、社会福祉施設や病院等の設置・整備又は経営に必要な資金について「長期・固定・低利」で貸付けを行うために必要な事務経費を補助すること等により、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る取組を支援する。

<参考：財政投融资資金計画案>

① 貸付枠の確保

資金交付額	2,309億円
〔福祉貸付	1,190億円〕
〔医療貸付	1,119億円〕

② 貸付条件の主な改善

- ・保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る優遇措置の拡充並びに児童福祉分野等に係る融資制度の創設

(4) 隣保館の耐震化整備等の推進 **4.4億円(4.4億円)**

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、耐震化に課題を抱えている隣保館の整備等を行う。

IV 災害時における福祉支援

1 災害時における見守り・相談支援等の推進

(1) 東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援等の推進

復興庁所管「被災者支援総合交付金」 78億円（93億円）の内数

東日本大震災により仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

(2) 被災者に対する見守り・相談支援等の推進 8.2億円（8.2億円）

仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

2 被災地（福島県）における福祉・介護人材確保対策

1.4億円（1.5億円）

福島県相双地域等における福祉・介護人材の確保を図るため、当該地域の就労希望者に対する就職準備金等の貸付や応援職員の確保に対する支援等を実施する。

3 災害時における福祉支援体制の整備推進

(1) 災害福祉支援ネットワーク構築の推進【拡充】 3.1億円（2.2億円）

災害時における避難所等での要配慮者支援のための「災害福祉支援ネットワーク」の構築や「災害派遣福祉チーム（DWAT）」の災害時対応能力の一層の向上を図るため、都道府県における災害福祉支援コーディネーターの配置や、DWATが災害時において迅速な初動対応を行うために必要なロジスティック面での対応、都道府県における研修や訓練の実施を支援する。

(2) 災害ボランティア活動への支援の推進 1.9億円（1.9億円）

災害時に社会福祉協議会による災害ボランティアセンターを迅速かつ適切に設置・運営できるよう、国、都道府県、市町村の各段階で平時からの実践的な研修や実地による訓練を推進する。

また、災害時の都道府県社会福祉協議会における調整機能の充実を図るため、平時から行われる地域の多様な団体等との関係づくりなどを支援する。